

公聴会の意見概要

日時:平成24年5月8日(火)

場所:環境省第1会議室

案件:対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止を定めることについて

捕獲等の禁止の期間延長(ウズラ、ヤマドリ、ツキノワグマ、シマリス)

○公述人の意見

公述人	賛否の別	賛否に係る理由
(公財)日本野鳥の会 理事長	賛成	<ul style="list-style-type: none"> ・ウズラ、ヤマドリ及びキジのメス、小笠原村・奄美市・沖縄県のヒヨドリ、三重県・奈良県・和歌山県・島根県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県・福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・鹿児島県のツキノワグマ、北海道のシマリスの捕獲禁止について、捕獲禁止期間を延長することについては、当該種及び個体群の保全の観点から、賛成する。 ・ツキノワグマについては、環境省のレッドリストに「絶滅のおそれのある地域個体群」として挙げられている下北半島の個体群と東中国山地の個体群も同様な措置が必要と思われるのでご検討いただきたい。 ・捕獲禁止期間中の捕獲禁止措置の効果を測定するために、生息状況の調査が必要であるので、生息個体数あるいは生息密度、分布の変化について、調査を実施していただきたい。特に自然環境保全基礎調査や各都道府県のレッドリストの指定状況を見ても明らかに減少の著しいウズラについては、個体数の回復策について検討すべきである。 ・なお、捕獲数の減少の著しいエゾライチョウの捕獲の禁止についてもご検討いただきたい。
(公財)世界自然保護基金 ジャパン 会長	条件付き賛成	<ul style="list-style-type: none"> ・対象種の追加、削除は行わず、現状のまま狩猟制限措置についても現行と同内容にて延長すべきである。
全国農業協同組合中央会 会長	条件付き賛成	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒヨドリやツキノワグマは、甚大な人的被害・農作物被害をもたらすため、捕獲等を禁止する期間の延長を実施するのであれば、それらの被害防止にかかる必要な施策等の更なる充実・強化をお願いしたい。 ・一部から出ている、「捕獲禁止する種を増やすべき」との意見には反対である。現在、各地域において有害鳥獣捕獲の担い手は激減しており、鳥獣被害防止の観点からみれば、狩猟鳥獣捕獲の果たす役割が非常に大きくなっているからである。
全国森林組合連合会 代表理事長	賛成	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒノキやスギの人工林においてツキノワグマによる剥皮被害が多く発生していることから、捕獲等の禁止に当たっては今後とも有害鳥獣の被害対策の充実、強化を希望する。
(一社)大日本猟友会 会長	賛成	<ul style="list-style-type: none"> ・各対象狩猟鳥獣について、現状で十分な繁殖が得られておらず、明らかな回復は確認できていないことから、捕獲等の禁止期間延長は理解できる。
(一社)全日本狩猟倶楽部 会長	賛成	<ul style="list-style-type: none"> ・現行において捕獲等を禁止している狩猟鳥獣の繁殖や生息状況等に明らかな改善が認められない現状から、改正案の捕獲等を禁止し、その期間の延長は適切な措置であると考えます。

宮城県知事	賛成	現行において捕獲等を禁止しているヤマドリ及びキジについては、本県独自で調査を行っているキジ・ヤマドリ出合数調査の結果からみても、19年度以降、生息状況の明らかな改善が認められるとは言えず、これらの雌について引き続き捕獲等を禁止することは妥当であると考えます。 なお、他の対象狩猟鳥獣については、賛否の判断となるデータを本県では有していないため、当該措置に対する賛否については環境省の判断に任せることとしたい。
栃木県知事	賛成	・ウズラ、ヤマドリ及びキジについては生息状況の改善が明確に認められないことから、捕獲等の禁止期間の延長は妥当な措置と考える。なお、ヒヨドリ、ツキノワグマ、シマリスについては特に意見はない。
愛知県知事	賛成	・現行、捕獲等を禁止している狩猟鳥獣について、生息状況等の明らかな改善が認められないならば、「賛」とする。
奈良県知事	賛成	・生息状況等の明らかな改善が認められない以上、狩猟資源の保護や生物多様性の観点から、捕獲等を禁止する期間を延長することはやむを得ないと考えます。
徳島県知事	賛成	・ウズラについて捕獲等の禁止 近年は目撃情報が少なく保護が必要と認められることから、捕獲等の禁止措置について賛成する。 ・ヤマドリ(亜種コシジロヤマドリを除く。)の雌及びキジ(亜種コウライキジを除く。)の雌について捕獲等の禁止 ヤマドリのオス、キジのオスとも近年は捕獲数が少なく、ともに生息数が少ないと思われることから、捕獲等の禁止措置について賛成する。 ・ツキノワグマについて捕獲等の禁止 本県と高知県にまたがる剣山山系に生息するツキノワグマについては、推定生息数が10数頭から数十頭と非常に少なく絶滅が危惧されていることから、捕獲等の禁止措置について賛成する。
宮崎県知事	賛成	・いずれの鳥獣も保護の見地から捕獲等の禁止に異存はありません。 ・また、宮崎県の保護上重要な野生生物として、ウズラが絶滅危惧Ⅱ類、ヤマドリの亜種であるアカヤマドリが準絶滅危惧であり、ツキノワグマは、絶滅しているものの県境である祖母傾山系の一部が生息候補地とされていることから、捕獲等の禁止期間を延長することには賛成である。

○参考意見(直接公聴会の案件への意見ではないが、意見書に記載された内容)

(公財)世界自然保護基金 ジャパン 会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ツキノワグマについては、大量出没がほぼ2年毎に繰り返されており、社会的な関心が高い。国は、都道府県から適正な情報を吸い上げて整理し、国民にわかりやすい形で必要な情報を周知・徹底して頂きたい。また、狩猟鳥獣の中には、外来生物も混在しており、社会一般に向けては、切り分けて表示することも必要と考える。 ・鳥獣保護法は、生物多様性条約の国内法の一つでもある。したがって、狩猟においても生物多様性を保全する観点から取り組むことが肝要と考える。誤捕獲の防止など、狩猟者の意識向上が不可欠である。
全国農業協同組合中央会 会長	<ul style="list-style-type: none"> ・近年、農業への鳥獣被害額は増加の傾向にあり、農作業現場からは悲痛な声が上がっている。特に、前回見直しを行った平成19年以降、被害額が3割増加するなど、異常な状況にある。そういったこと十分に踏まえ、今回の改正に際しては、被害金額という見地にも立つことを提案したい。 ・このまま被害金額の増加に歯止めがかからなければ、農業者の生産意欲の更なる低下を招き、耕作の放棄、農村環境の崩壊といった事態に陥ることも考えられる。また、それに伴い、地域の自然環境・生態系に予期せぬ歪みが生じる恐れもある。そういった点も十分に踏まえた上で対応していただくことを願います。
奈良県知事	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良県ではツキノワグマについて、上記のように生息状況の明らかな改善が認められていないため、錯誤捕獲もしくは有害鳥獣捕獲をした場合、原則学習放獣をしているが、地元住民から民有林への放獣を反対されることがあり、放獣場所の確保に苦慮している状況にある。については、ツキノワグマの生息地として適地である国有林へも放獣ができるよう、適切な保護管理のための環境整備にご配慮いただきたい。